

令和6年8月30日

舟橋村総務課

職員の懲戒処分 of 公表について

職員の懲戒処分等に関する公表基準に基づき、本で行った懲戒処分の内容について下記のとおり公表します。

記

項 目	内 容
被処分者の年齢、性別	50代 男性
処 分 の 内 容	戒告
処 分 年 月 日	令和6年8月30日（金）
処 分 理 由	特定の職員に対し不適切な発言を行い、当該職員に精神的な苦痛を与えた。 また、管理監督職として、良好な勤務環境の確保を怠った。

【担当】 山崎、喜田
TEL:076-464-1121（内線 27、49）

職員の懲戒処分に伴う村長コメント

本村の職員が職場においてパワーハラスメントを行ったことにつきまして、
本日、令和6年8月30日付けで懲戒処分を行いました。

舟橋村として、良好な職場環境づくりを目指し、ハラスメント防止研修会の定期的な開催、ハラスメント相談窓口の設置、ハラスメント防止リーフレットの配布など、ハラスメント防止対策の取組みを進めてきた中、職員によるパワーハラスメントが行われたことは誠に遺憾であり、大変重く受け止めております。

今後は、二度とこのようなことが起こらないよう、なお一層しっかりとハラスメント防止対策に取り組み、村民の皆さまの信頼回復に努めてまいります。

令和6年8月30日

舟橋村長 渡 辺 光